

経理担当者が迷いがちな インボイス制度 Q&A

どうなる？

どうする？

？

？

？



めざします
企業の繁栄と社会への貢献



公 益
社団法人

小豆島法人会

はじめに

消費税は、事業者の各取引段階における売上げに対して課税を行いう一方、税の累積を排除するため、前段階税額控除方式（仕入税額控除制度）が採用されており、経済取引に対する中立性が確保されるという特徴を有しています。このため、仕入税額控除制度が適切に機能することが、消費税においては非常に重要であり、そのツールとして考え出されたのがインボイス制度です。

前段階税額控除方式には、アカウント方式とインボイス方式があり、アカウント方式とは、自己の帳簿等の記載に基づいて計算した金額を仕入税額控除する方式で、これに対し、インボイス方式とは、税率と税額が記載されたインボイスの保存を要件としてその税額の控除を認める方式です。すなわち、その取引が課税なのか、あるいは何%の税率が適用されるのかという判断の主体が、アカウント方式においては買手に、インボイス方式においては売手に委ねられることになります。これらのことと正確に判断できるのは売手ということになりますので、前段階税額控除方式としては、インボイス方式の方が優れていると言えます。

それにしても、インボイス制度は初めて導入される制度なので、事業者の方が円滑に移行できるよう、令和5年度税制改正では、インボイス発行事業者の登録のインセンティブとなるような2割特例の創設や、事務負担を軽減するために、少額な取引に係る仕入税額控除の要件の緩和や返還インボイスの交付義務の免除措置が講じられています。

本冊子は、インボイス制度の基本的な仕組みをある程度理解した経理担当者や税の専門家の方が、実務を行う際に判断に迷う項目を抜き出し、Q&A方式で参考図や記載例を交えながら解説したものです。

インボイス制度の導入については、新たな事務負担が増えるなどの理由により反対意見も多く、その対応に不安をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、本書によってインボイス制度に対する理解が進み、抵抗感を少しでも和らげる一助となれば幸いです。

目次

I Q&A インボイス制度の確認事項

1 インボイス発行事業者の登録制度とは？	2
2 インボイス等の交付義務とその写しの保存義務とは？	3
3 インボイス制度における仕入税額控除の適用要件とは？	6
4 税額計算の概要～2割特例とは？	9

II Q&A 経理担当者が迷いがちなインボイス制度

1 販売先を記載しなくてもよい簡易インボイスが交付できる事業は？	10
2 売主が振込手数料相当額を負担した場合に返還インボイスの交付は必要？	12
3 インボイスの「代理交付」と「媒介者交付特例」、何が違う？	15
4 媒介者交付特例等における消費税額等の端数処理は？	19
5 税抜きと税込みの商品がある場合のレシートの記載は？	23
6 一定期間の取引をまとめたインボイスの記載で注意すべきことは？	25
7 複数の取引をまとめたインボイスの記載方法は？	29
8 出精値引きがある場合のインボイスの記載方法は？	31
9 立替えを受けた場合のインボイスへの対応は？	34
10 口座振替・口座振込により家賃を受け取っている場合のインボイスへの対応は？	36
11 見積額が記載されたインボイスの保存等の注意点は？	39
12 少額な課税仕入れに係る仕入税額控除の少額特例措置とは？	40
13 インボイス発行事業者となる小規模事業者の税額計算（2割特例）とは？	42
14 相続により事業を承継した場合に「2割特例」は適用できる？	48
15 調整対象固定資産を取得した場合に「2割特例」は適用できる？	51

*本冊子の内容は、令和5年9月1日現在の法令等に基づいています。